

(仮称) 津田沼駅北口特定街区検討委員会設置要綱

(名称及び目的)

第1条 津田沼パルコA館跡地及び旧B館（現津田沼ビート）の建て替え計画に伴い、JR津田沼駅北口及び周辺について、魅力と活力のある地域拠点商業地としての活性化等を図るため、広く市内関係者の意見を取り入れ、当該地の市街地環境の向上や地域の整備改善のため、「(仮称) 津田沼駅北口特定街区検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を置く。

(検討事項)

第2条 検討委員会は、前条の目的を達成するため、JR津田沼駅北口及び周辺の魅力と活力のある地域拠点商業地としての活性化等をはじめとする市街地の整備改善に資する地域施設などの設置の検討を行う。

(検討委員会の組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。なお、必要に応じて関係部長を加えることができる。

(会長及び副会長)

第4条 検討委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は建設局長があたり、副会長は都市計画部長があたる。

3 会長は会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故又は欠けるときはその職務を代理する。

(議事)

第5条 検討委員会は会長が招集し、会長が議長となり議事を進行する。

2 会長が検討委員会の運営に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見または説明を聞くことができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、都市計画部都市計画課において行う。

(廃止)

第7条 この要綱は、(仮称) 津田沼駅北口特定街区決定の告示をもって廃止する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月2日から施行する。

(別表)

会長	建設局長
副会長	都市計画部長
委員	市長公室長
	企画財政部長
	市民生活部長
	地域子育て部長
	環境部長
	経済部長
	都市整備部長
	道路部長
	建築部長
	消防局長
	管理部長
	学校教育部長
	生涯学習部長